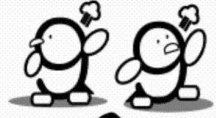


2013年 10月 43号

平和憲法を守ろう!

9 ひらつか



9条の会 ニュース

文責：事務局長 司法書士 大谷 潔 Tel.0463-24-0702/FAX 24-0712

連絡先：〒254-0811 平塚市八重咲町2番8号エクセルビル3階 平塚松風司法書士事務所

Email: matsukaze@mb.scn-net.ne.jp

ホームページ：http://www.geocities.jp/hirakujojp/



八月十五日(木)平塚駅頭宣伝

定例の宣伝活動では、参加者は二十名以上。千枚の「九条を守れ」のビラを配布し、多くの市民に受け取ってもらいました。

憲法を考えよう

★安倍政権は、憲法改正手続を省略して、実質的に憲法の中身を変えてしまおうとしています。「解釈改憲」がそれです。

★これまで政府は、我が国が武力攻撃を受けて、国民の生命が危険に瀕した場合に緊急やむを得ない措置として自衛権を発動することは、憲法上禁止されていないが、他国に加えられた武力攻撃を阻止することとなる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない、という解釈を続けていました。

★安倍政権は、この伝統的解釈を変えて、「現行憲法9条の下でも集団的自衛権を行使できる」ように解釈を変えようとしています。憲法上行使できなかったはずなのに、行使するというのは、憲法違反ではないでしょうか？

★集団的自衛権の行使を認めた場合、安倍首相は、自衛隊を地球の裏側まで派遣する可能性を否定しませんでした。更に、防衛・外交上の国家秘密を漏らす行為に対して、厳罰で臨もうとする特定秘密保護法(案)が制定されようとしています。「解釈改憲」のはては軍事国家でしょうか？(二〇一三年十月十二日)

シンポジウム「“本気で” 憲法を考えよう」参加報告

事務局長 大谷潔

9月6日（金）藤沢市民会館において、あつまろーず・藤沢（特定の団体でなく、さまざまな背景の人の集まり）の主催にてパネルディスカッションが行われた。



解釈改憲は民意を無視

弁護士の方都宮健児氏は、『押しつけ憲法』という人がいるが、一般国民は『もう他人を殺さなくて済む。』と安心した。集团的自衛権が行使できるように解釈改憲が進められそうなのに危惧を感じる。」と問題提起した。方都宮氏は、「憲法9条が、法改正という、形式的には『適法な手続』を経て実質的に変えられようとしている（解釈改憲）ことを重く受け止めなければならない。」とまとめたのが示唆的だった。解釈改憲では、「国民投票」という国民による意思表示の機会が奪われてしまう。今後の護憲運動のあり方について、考え直さなければならないと思った。

原発問題と憲法9条

ノンフィクションライターの山秋真氏は、祝島の原発反対運動を取材し、「住民運動で原発工事を妨害したが、武力で排除されなかったのは、9条の効果だ。福島事故以降、原発工事は止まっている。」ことを報告した。これに対して木村氏から、「原発は違憲・違法なものではない。反対運動の方が業務妨害であり、違法だ。民主主義のプロセスを動かして対処すべきだ。」と議論を挑んだ。これに対して山秋氏は、『適法な手続』と役人たちは言うが、住民らが知らないうちに巧みにルールが変えられている。」と住民運動の正当性を訴えた。

第38回定例学習会報告「96条の会発足式に参加して」

事務局 高田桂子



自民党が、96条の憲法改正手続きを、各議院の総議員の三分の二以上から過半数に改定しようとしている。それに反対して、2013年6月14日、「96条の会」発足し、上智大学8号館410番教室でシンポジウムが行われた。会場は、午後6時半の開会前より満席で、270人定員の教室に400人、“立ち見”の状態でした。集会の参加者は、組織とは無縁の、それぞれが「96条を変えるな」というやむにやまれぬ思いで集まったという印象を受けました。

憲法96条改正は裏口入学

基調講演をした樋口さんは、「96条の改定については、憲法改正のハードルが高いから低くしろというのは、スポーツで自分の都合のよいようにルールを変えてしまうのと同じ。憲法を通して国家権力を縛るのが立憲主義だが、自民党の改憲案はこれを壊すもの。憲法改正を96条からというのは、裏口入学のようなもので、改憲を望むなら堂々と正面から議論すべきであ

る。今まで、世論と選挙の力で改憲論を押し返してきた。今回、声を上げて責任を果たそうと、96条の会を立ち上げた」と報告した。

憲法9条と96条は一体

パネルディスカッションでは、山口二郎北海道大学大学院教授は、「96条を変えても国民投票があるからいいじゃないかというが、のべつまくなしの国民投票は民意を蒸発させる。独裁者の手法と同じである」。岡野八代同志社大学教授は、「個人の尊厳を守るために国家はある。97条も削減される。96条の改定は、私たちの生き方を窒息させるもの」。小森陽一東京大学大学院教授は、「9条と96条が一体となってこの国の民主主義を形づくってきた。民意は変わる。草の根運動をし続けなければならない」。長谷部東京大学大学院教授は、「世の中にはいろいろな人がいる。個人として尊重することが立憲主義の大前提である。改憲は、よほどの広い合意を得て初めて発議できる」

投稿「私の戦争体験」(4)

平塚市公所・加藤 栞治

戦時下の職場と学徒動員

1942年6月、ミッドウェー海戦で日本海軍が敗れ、翌年ガダルカナル島を撤退、南太平洋の制海権を失ったが、国民には知らされず、増産体制が一層強められて行きました。それに応えて、南工場の青年たちで、「青年挺身隊」を組織して、毎朝朝礼をもって「青年よ 起て！」「起とう！」とこぶしを突き上げ生産の先頭に立って奮起することを誓い合ったものです。

このころから、学徒動員、女子勤労挺身隊が工場に配置されてきました。私の職場に来た学生は、立正大学の文科系の学生で、いつも本を読んでいる人、鎌倉のお寺まわりをしている人などで緊迫感がなく、仕事をしないので、「この重要な時代になんだ、もっと働け」と文句を言ったことがありました。今考えると恥ずかしいことです。そんなこともありましたが、この人たちから、2・26事件に連座した齋藤劉の獄中記や、短歌を貸してもらい夢中になって読みました。この人たちの多くが間もなく学徒出陣で入隊していきました。

アッツ島の玉砕(1943年5月)、サイパン島への米軍の上陸(1944年6月)、間もなくB29の空襲が始まろうとしていました。

「勤務不良」は「炭鉱」送り

海軍工廠や軍関係の工場に設置するためボイラー生産の仕事が忙しくなり、徹夜作業も続きました。労務管理は一層厳しくなり、人手が不足しているのに、会社の意に反するものを「不良工員」として炭鉱に一定期間送り込むことすら行っていました。私の同期でS君がいました。身体能力がすぐれ頭のいい青年でしたが、わが道を行くというような人でした。この青年が炭鉱送りになって3か月ほどして帰ってきました。「ひどい目にあつた、二度と行くところじゃない」と言っていました。また、私の組の副組長でしたが、何かの理由で会社にならまれ、「勤務不良」ということで「炭鉱」に送られると聞いたので、職制に「行かせないでください」と嘆願しましたが駄目でした。こうしたことが自由



にやられていたのですね。これは、横山工業だけでなく、上からの指示でどこの企業でもやっていたようです。

これも戦時中のことですが、皇族の婚儀があった時、北工場の便所に、卑猥な絵と文字を書いたのが見つかって、警察だけでなく、憲兵まで派遣され、北工場の従業員600人を缶詰にして筆跡鑑定をして、容疑者3人が連れて行かれたというのです。

また、南工場の有志で、『蟻の塔』という小雑誌が発行されていたそうです。作文集程度のものであったようですが、これを「反戦誌」ということで編集者のNさんは、12月8日の太平洋戦争開戦の日に逮捕、投稿者の若い労働者も引っ張られて徹底的に取り調べられたとのことです。
(つづく)

地域・全国の活動

●第5回「九条の会」全国交流集会～ 11月16日(土) 10:30～16:30

日本教育会館・ホール (東京都千代田区一ツ橋2-6-2)

シンポジウム：「集団的自衛権行使容認と憲法」(仮題)：柳澤協二(元内閣官房副長官補、国際地政学研究所副理事長)、浦田一郎(明治大学教授：憲法学、九条科学者の会)
呼びかけ人挨拶、全体会発言、分科会(女性、学生)、分散会も予定。

●「9条かながわの会～みんな集まれ！憲法が危ない！集会」11月20日(水)

19:00～21:30 関内ホール・大ホール

講演「原作者、少年Hで伝えたかったこと」講師 妹尾河童(舞台美術家、エッセイスト)

●大阪市西淀川区での9条署名が住民過半数に 9月末には人口約9万7千人中、5

万人弱の署名を集約した。署名用紙をあらかじめ各戸に配布しておいたマンションに、のぼりとハンドマイクで宣伝するメンバーと訪問するメンバーに分かれて行動。参加者からは「反応がいい」との感想。

今後の活動予定・連絡

●月例会：11月2日(土)午後2時～ J Aビル市民活動センター研修室

●駅前宣伝活動：11月3日(日)午後2時～ 平塚駅北口ラスカ前

●第39回学習会：11月23日(土)午後2時～ J Aビル市民活動センターA会議室

「日米地位協定、在日米軍基地」講師：明日川 融(あけたがわ とおる)氏 政治学者
工学院大学、東京女子大学、東邦大学、法政大学、立教大学、流通経済大学非常勤講師

●映画会「渡されたバトナーさよなら原発」11月29日(金)平塚中央公民館

3回上映(10:30、14:00、19:00) 試写会 10月20日(日)午後2時、勤労会館3階

●月例会：12月7日(土)午後2時～ J Aビル市民活動センター研修室